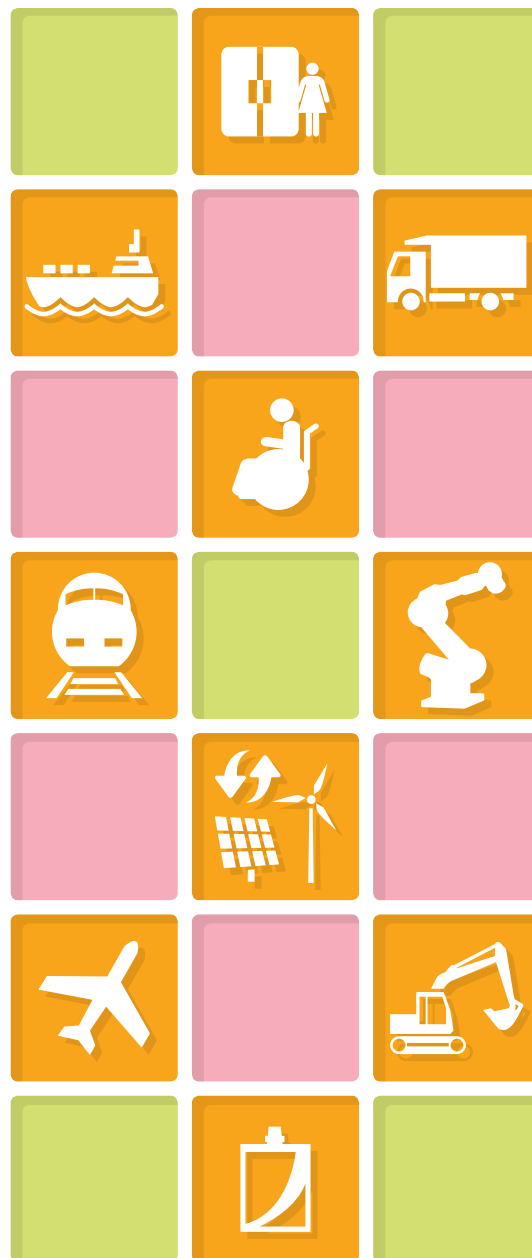


第13回 定時株主総会 招集ご通知

- 日 時 2016年3月24日(木曜日)午前10時
受付開始：午前9時
- 場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
JA共済ビル カンファレンスホール

決算期変更により、開催日が前回定時株主総会に相当する
日と離れております。

INDEX	P.1	株主総会招集ご通知
	P.5	株主総会参考書類
		第1号議案 剰余金の処分の件
		第2号議案 取締役10名選任の件
		第3号議案 監査役3名選任の件
	P.15	事業報告
	P.47	連結計算書類
	P.62	計算書類
	P.71	監査報告書



証券コード 6268

2016年3月2日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

ナブテスコ 株式会社

代表取締役社長 小 谷 和 朗

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)またはインターネット等によって議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2016年3月23日(水曜日)午後6時までに到着するよう、① 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送いただくか、または② 当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 日 時 | 2016年3月24日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)
開催日が前回定時株主総会日(2015年6月23日)に相当する日と離れておりますのは、第13期(当期)より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
J A 共済ビル カンファレンスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第13期(2015年4月1日から2015年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2015年4月1日から2015年12月31日まで) 計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

**4. 招集にあたって
の決定事項**

議決権の重複行使の取扱い

- (1) 株主さまがインターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 株主さまが書面およびインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 3. 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nabtesco.com>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会にご出席いただく場合

1. 株主総会開催日時 2016年3月24日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

※株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません。
(おからだの不自由な株主さまの同伴の方を除きます。)ご注意ください。

書面にて行使いただく場合

2. 行使期限 2016年3月23日(水曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

※各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。

インターネットにて行使いただく場合

3. 行使期限 2016年3月23日(水曜日)午後6時入力分まで

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

■ 議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net>

● インターネットによる議決権行使のお取扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の 2016年3月23日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

● パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する

ための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

● システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お手元のシステムについて以下の点をご確認ください。

- 画面の解像度が 横 800 × 縦 600 ドット(SVGA)以上であること。
- 次のアプリケーションをインストールしていること。
ア. ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
イ. PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat®

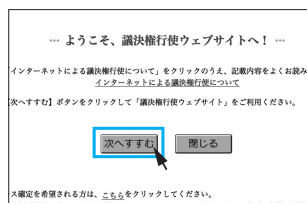
機関投資家の皆さまへ：当社は株式会社 ICJ による「議決権行使プラットフォーム」に参加しております。

アクセス手順について

1

議決権行使ウェブサイトへアクセスする。

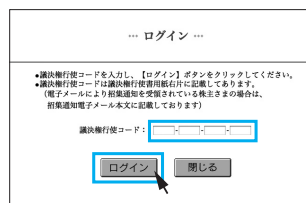
「次へすすむ」をクリックする。



2

ログインする

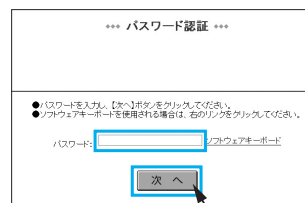
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックする。



3

パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックする。



4

画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®(画面上で参考書類等をご覧になる場合)

- ※ Microsoft® および Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ※ Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader® は Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標・商標および製品名です。
- ※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

■ウェブブラウザおよび同アドインツール等で「ポップアップブロック」機能を有効とされている場合、同機能を解除(または一時解除するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するように)してください。

■上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバーおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認ください。

●パソコン等の操作方法に関するお問合せ先について

■インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

■その他株主さまのご登録の住所・株式数のご照会などは、以下にお問合せください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00)

議案および参考事項

● 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針は、当社グループ全体の業績をベースに戦略的な成長投資、財務健全性の確保、株主還元のバランスおよび安定配当を考慮した企業収益の適正な配分を図るというものです。

当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 22円 総額 2,731,399,638円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年3月25日

なお、中間配当金として1株当たり22円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり44円となります。

● 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	こ たに かず あき 小 谷 和 朗 (1951年 9月15日生) 再 任 在任年数： 5年9ヵ月	2003年 9月 P.T.Pamindo Tiga T 副社長 2008年 5月 当社パワーコントロールカンパニー営業部長 2009年 6月 当社執行役員 2010年 6月 当社取締役、企画本部長 2011年 6月 当社代表取締役社長（現任）	16,700株
選任理由 小谷和朗氏は、2011年6月から代表取締役社長を務めており、経営の指揮および監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。取締役会においては議長を務め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努め、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、P.T.Pamindo Tiga T 副社長、パワーコントロールカンパニー営業部長、企画本部長等を経て、現在では業務執行の最高責任者である社長を務めており、当社における豊富な経験とグローバルビジネスに対する高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	お さ だ のぶ たか 長 田 信 隆 (1953年 9月14日生) 再 任 在任年数： 4年9ヵ月	2005年 2月 Nabtesco Aerospace Inc. 社長 2007年 6月 当社航空宇宙カンパニー岐阜工場長 2009年 6月 当社執行役員 2010年 6月 当社航空宇宙カンパニー社長（現任） 2011年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社取締役 常務執行役員 2015年 6月 当社代表取締役 専務執行役員（現任）	19,400株
選任理由 長田信隆氏は、2015年6月から代表取締役を務めており、経営の指揮および監督を適切に行っております。また、Nabtesco Aerospace Inc. 社長、航空宇宙カンパニー岐阜工場長等を経て、現在では航空宇宙カンパニー社長を務めており、航空機器事業における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	てら もと かつ ひろ 寺本 克弘 (1955年12月13日生) 再任 在任年数： 9ヵ月	2007年 6月 当社精機カンパニー第一営業部長 2008年 7月 当社精機カンパニー海外営業部長 2009年 6月 当社住環境カンパニー計画部長 2011年 6月 当社執行役員 2011年10月 当社住環境カンパニー副社長 兼 計画部長 2013年 2月 当社企画本部副本部長 兼 企画部長 2015年 6月 当社代表取締役 常務執行役員（現任）、企画部長（現任）	5,000株
	選任理由 寺本克弘氏は、2015年6月から代表取締役を務めており、経営の指揮および監督を適切に行っております。また、住環境カンパニー副社長兼計画部長、企画本部副本部長兼企画部長等を経て、現在では企画本部長を務めており、事業部門での豊富な経験を基に、事業推進全般の観点から取締役会における議論をリードする役割を担っております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	さか い ひろ あき 坂井 宏彰 (1953年 7月10日生) 再任 在任年数： 1年9ヵ月	2004年10月 当社パワーコントロールカンパニー西神工場製造部長 2006年 6月 当社パワーコントロールカンパニー西神工場長 2008年 6月 当社パワーコントロールカンパニー垂井工場長 2011年 1月 上海納博特斯克液压有限公司総経理 2011年 6月 当社執行役員 2013年 6月 当社常務執行役員（現任）、パワーコントロールカンパニー社長（現任） 2014年 6月 当社取締役（現任）	10,400株
	選任理由 坂井宏彰氏は、2014年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、パワーコントロールカンパニー西神工場長、上海納博特斯克液压有限公司総経理等を経て、現在ではパワーコントロールカンパニー社長を務めており、油圧機器事業における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	よし かわ とし お 吉 川 敏 夫 (1954年11月14日生) 再 任 在任年数： 1年9ヵ月	2004年10月 当社精機カンパニー第2営業部長 2007年 6月 当社精機カンパニー計画部長 2009年 8月 当社総務・人事本部長付 兼 総務部長 2010年 6月 当社精機カンパニー社長 2011年 6月 当社執行役員 2014年 6月 当社取締役、技術本部長（現任） 2015年 6月 当社取締役 常務執行役員（現任）	8,500株
	選任理由 吉川敏夫氏は、2014年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、精機カンパニー社長等を経て、現在は技術本部長を務めており、精密機器事業および技術全般における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	はし もと ご ろう 橋 本 悟 郎 (1957年 2月 7日生) 再 任 在任年数： 9ヵ月	2009年 1月 当社法務部長 2015年 6月 当社取締役 執行役員（現任）、コンプライアンス本部長（現任）	1,100株
	選任理由 橋本悟郎氏は、2015年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、法務部長を経て、現在はコンプライアンス本部長を務めており、法務・コンプライアンスやリスク管理における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	はこ だ だい すけ 箱 田 大 典 (1957年10月25日生) 再 任 在任年数： 9ヵ月	2007年 6月 Nabtesco Aerospace Inc. 社長 2009年 6月 当社経理部長 2010年 6月 当社企画部長 2013年 5月 上海納博特斯克液压有限公司総経理 2013年 6月 当社執行役員（現任） 2015年 6月 当社取締役（現任）、総務・人事本部長（現任）	14,021株
	選任理由 箱田大典氏は、2015年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、経理部長、企画部長、上海納博特斯克液压有限公司総経理等を経て、現在は総務・人事本部長を務めており、経営全般および管理・運営業務における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
8	ふじ わら ゆたか 藤 原 裕 (1951年4月20日生) 再 任 社 外 在任年数： 2年9ヵ月	1974年 4月 三井海洋開発株式会社入社 1987年11月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社 1994年 8月 同社ニューヨーク副支店長 1996年 6月 同社シカゴ支店長 1998年 7月 同社退社 1998年 8月 オムロン株式会社入社 2001年 7月 同社京都本社経営戦略グループ経営計画部長 2002年10月 同社経営企画室経営IR部長 2005年 6月 同社執行役員、財務IR室長 2007年 3月 同社執行役員、グループ戦略室長 2008年 6月 同社執行役員常務、グループ戦略室長 2008年12月 同社執行役員常務、IR企業情報室長 2011年 6月 同社退社 2011年 8月 クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社代表取締役（現任） 2013年 6月 当社取締役（現任）	0株
	選任理由 藤原裕氏は、海外勤務が長く、グローバルビジネスに対する豊富な経験と高い見識・能力を有しております。また、上場企業の財務部門・IR部門の責任者を務められるなど、高度な経営戦略および財務に関する専門知識を有しており、2013年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、その知見を活かした監督とアドバイスを求めるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	うち だ のり お 内 田 憲 男 (1950年10月22日生) 再任 社外 在任年数： 9ヵ月	1973年 4月 東京光学機械株式会社（現株式会社トプコン）入 社 1980年 6月 トプコンシンガポール社ゼネラルマネージャー 1989年 2月 トプコンオーストラリア社社長 1994年10月 トプコンレーザーシステムズ社(現トプコンポジシ ョニングシステムズ社) 上級副社長 2003年 6月 株式会社トプコン執行役員 2003年 7月 株式会社トプコン販売取締役社長 2005年 6月 株式会社トプコン取締役 兼 執行役員 2007年 6月 同社取締役 兼 常務執行役員、営業推進グループ 統括、ポジショニングビジネスユニット長 2010年 6月 同社取締役 兼 専務執行役員、経営企画グループ 統括 2011年 6月 同社代表取締役社長 2013年 6月 同社相談役 2015年 6月 当社取締役（現任） 2015年 9月 株式会社アルバック社外取締役（現任）	0株
選任理由 内田憲男氏は、株式会社トプコンの代表取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有して おり、2015年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価して おり、当社の技術開発およびグローバルビジネスへの全般的な監督とアドバイスを求めるため、引き続き社外取締役とし て選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	やま ざき なお こ 山崎 直子 (1970年12月27日生) 新任 社外	1996年 4月 宇宙開発事業団（現国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA））入社 2001年 9月 国際宇宙ステーション搭乗宇宙飛行士として認定 2004年 5月 ソユーズ宇宙船フライトエンジニア(運航技術者)の資格取得 2006年 2月 スペースシャトル搭乗運用技術者（MS）の資格取得 2010年 4月 スペースシャトル・ディスカバリー号に、ミッションスペシャリストとして搭乗し、国際宇宙ステーション（ISS）組立補給ミッションに従事 2011年 8月 JAXA退職 2011年 9月 全国珠算教育連盟名誉会長（現任） 2012年 4月 立命館大学客員教授（現任） 2012年 7月 内閣府宇宙政策委員会 委員(現任) 2013年 5月 女子美術大学客員教授（現任） 2015年 7月 日本ロケット協会理事（現任）兼「宙女(そらじょ)」委員会委員長（現任） 2015年12月 ロボット国際競技大会実行委員会諮問会議メンバー（現任） 2016年 1月 科学技術・学術審議会専門委員（海洋開発分科会）（現任）	0株
選任理由 山崎直子氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、エンジニアとして最先端の航空宇宙工学やロボットアームを含む有人宇宙機システム分野で広範な知見を有しております。また、宇宙飛行士の経歴があり、宇宙船というリソースの限られた厳しい環境下での危機管理を行った経験を有するなど、リスクマネジメントにおいて豊富なスキルを蓄積されています。当社はその経験・能力を高く評価しており、客観的かつ公正な視点での判断による監督とアドバイスを求めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者は、取締役会の諮問機関である指名委員会の答申を受けて、取締役会において決定したものです。
3. 各取締役候補者の在任年数は、本総会終結の時にける期間となります。
4. 藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏は、社外取締役候補者であります。
5. 藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（14ページを参照）を満たしております。当社は、藤原裕および内田憲男の両氏につきまして、すでに東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、また山崎直子氏につきましても、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、社外取締役が期待された役割を十分発揮できるよう、定款第27条において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、藤原裕および内田憲男の両氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、山崎直子氏とは、選任をご承認いただいた後に、当社との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定です。同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、賠償責任限度額を10百万円または法令が定める額のいずれか高い額とするものです。

● 第3号議案 監査役3名選任の件

2015年8月31日をもって今村正夫氏は監査役を辞任され、監査役 石丸哲也および三谷紘の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	い おく けん すけ 井 奥 賢 介 (1954年1月30日生) [新 任]	2006年 3月 当社パワーコントロールカンパニー 開発部長 2007年11月 当社パワーコントロールカンパニー 技術部長 2010年 6月 当社パワーコントロールカンパニー垂井工場 製造部長 2012年 6月 当社パワーコントロールカンパニー 生産統括部長 兼 垂井工場長 2013年 6月 当社執行役員（現任） 2014年 6月 当社ものづくり革新推進室長（現任）兼 購買統括部長	4,300株
選任理由 井奥賢介氏は、パワーコントロールカンパニー開発部長、同技術部長、同生産統括部長兼垂井工場長等を経て、現在はものづくり革新推進室長のほか、ナプテスコグループESH（Environment, Safety & Health）委員会の委員長を務めており、「ものづくり」および労働・安全・衛生管理における豊富な経験と高い見識を有しております。その経験および見識は、監査役の職務に資するものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。			
2	さ さ き ぜん ぞう 佐 々 木 善 三 (1952年11月1日生) [新 任] [社 外]	1979年 4月 検事任官 2000年 4月 東京地検特捜部副部長 2002年 9月 法務省大臣官房施設課長 2004年 1月 東京地検交通部長・公安部長 2006年 8月 和歌山地検検事正 2008年 1月 最高検察庁検事 2008年10月 水戸地検検事正 2010年 7月 仙台地検検事正 2011年 8月 京都地検検事正 2012年11月 検事退官 2013年 2月 東京弁護士会登録、晴海協和法律事務所入所（現任）	0株
選任理由 佐々木善三氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、長年検事を務められ、高度な法律面の知識、さらに組織運営全般に関する高い見識、能力を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、それらに基づく公正な判断、経営に対する客観性・中立性を当社のコーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンスの維持・向上に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	なが さか たけ み 長 坂 武 見 (1956年 1 月24日生) [新 任] [社 外]	1978年10月 武蔵監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 1981年 8月 ソニー株式会社入社 1986年 9月 Sony Corporation of America / Director, Tax Department 2004年 4月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役 2004年 6月 ソニー株式会社経理部統括部長 2004年 6月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメン ト監査役 2006年 6月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメン ト監査役 2007年 4月 ソニー株式会社経理部門長 2010年 6月 同社業務執行役員 S V P 経理部門長 2013年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役 2015年 6月 ソニー株式会社シニアアドバイザー（現任）	0株
選任理由 長坂武見氏は、経理財務に関する専門知識および経営者としての経験を有しており、それらに基づく公正な判断、経営に対する客観性・中立性を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者は、取締役会の諮問機関である指名委員会の答申を受けて、取締役会において決定したものです。
3. 佐々木善三および長坂武見の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 佐々木善三および長坂武見の両氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（14ページを参照）を満たしており、当社は、両氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、社外監査役が期待された役割を十分発揮できるよう、定款第36条において、社外監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。佐々木善三および長坂武見の両氏とは、選任をご承認いただいた後に、当社との間で上記責任限定契約を締結する予定です。同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、賠償責任限度額を10百万円または法令が定める額のいずれか高い額とするものです。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、以下のすべての要件に該当する場合、当該社外役員（社外取締役および社外監査役）に独立性があると判断する。

- ①当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者でないこと
- ②当社の現在の大株主（*）又はその業務執行者でないこと
*総議決権の5%超の議決権を直接又は間接的に保有している者又は直近の株主名簿上の大株主上位10位以内の者
- ③当社グループの主要な借入先（*）の業務執行者でないこと
*当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者
- ④当社グループの主要な取引先（年間取引額が連結売上高の5%を超える）又はその業務執行者でないこと
- ⑤当社グループを主要な取引先（年間取引額が相手方の連結売上高の5%を超える）とする者又はその業務執行者でないこと
- ⑥コンサルタント、会計専門家、法律専門家として、当社グループから役員報酬以外に多額の報酬（年間600万円超）を受けていないこと（当該社外役員が属する法人、組合等の団体が報酬を受けている場合を含む。）
- ⑦当社グループの業務執行者の配偶者又は2親等以内の親族でないこと
- ⑧過去3年間において、上記①から⑥までのいずれにも該当していない者

以 上

当社は、2015年6月23日の第12回定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。

これにより、当第13期事業年度（注）が2015年4月1日から2015年12月31日までの9ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

（注） 当第13期事業年度は決算期変更の経過期間となることから、当連結会計年度につきましては、従来3月決算であった会社は9ヵ月間（2015年4月1日～2015年12月31日）、従来より12月決算の会社は12ヵ月間（2015年1月1日～2015年12月31日）を連結対象期間とした決算となっています。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の底堅い成長に加え、欧州では緩やかな回復基調が継続する一方で、中国の成長が一段と鈍化したほか、東南アジア諸国での停滞が持続するなど、新興国の減速により全体として緩やかな成長に留まりました。

我が国経済では、個人消費や雇用情勢の改善に加え、設備投資の増加など回復傾向が持続しましたが、新興国経済の減速を背景に輸出や生産に弱含みの兆しが見えました。

このような中、当社グループの当期業績については、国内市場は堅調に推移したものの、中国での油圧機器の低迷などを受け、売上高は1,870億円、営業利益は152億円、経常利益は164億円、親会社株主に帰属する当期純利益は110億円となりました。

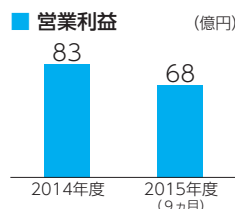
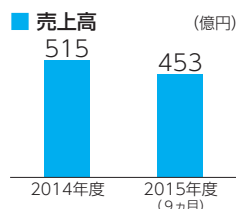
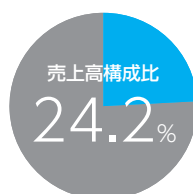
(2) セグメント別情報

区 分	精密機器事業	輸送用機器事業	航空・油圧機器事業	産業用機器事業	合 計
売 上 高(百万円)	45,327	46,848	39,524	55,299	187,000
営 業 利 益(百万円)	6,824	7,890	△2,029	2,610	15,294

(注) 第13期(当連結会計年度)につきましては、事業年度の変更に伴い、2015年4月1日から2015年12月31日までの9ヵ月となっております。

セグメント別の概況は次のとおりです。

【精密機器事業】



主 要 品 目



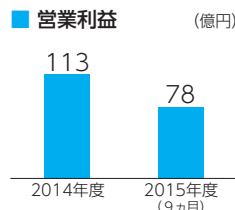
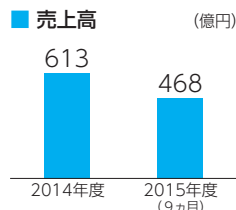
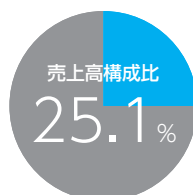
精密減速機、精密アクチュエーター、
三次元光造形装置、真空装置、
太陽追尾駆動装置、
風力発電機用駆動装置

精密機器事業の受注高は451億円となりました。売上高は453億円、営業利益は68億円となりました。

精密減速機は、好調な産業用ロボット、工作機械

およびその他F A向け需要を背景に伸長したものの、第3四半期(2015年10月1日～12月31日)に一部のロボットメーカーでの減産影響を受け、精密機器事業の売上高は期首想定よりもやや弱まりました。

【輸送用機器事業】



主 要 品 目



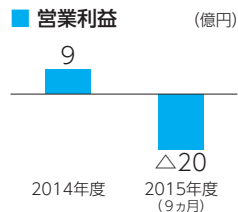
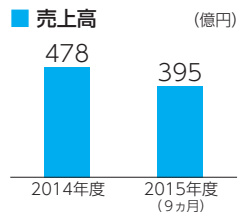
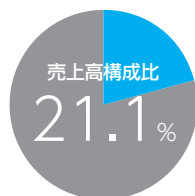
鉄道車両用ブレーキ・ドア装置、
船用エンジン制御装置、
商用車用エアブレーキ装置

輸送用機器事業の受注高は467億円となりました。売上高は468億円、営業利益は78億円となりました。

鉄道車両用機器では、堅調な国内新車需要、補修部品ビジネスの拡大が見られたものの、中国高速鉄道案件の計画延期の影響を受けました。商用車用機

器では、国内トラック需要は好調だったものの、ASEAN向け需要の停滞が持続しました。船用機器では、中国市況の悪化により新造船の手工事量の一部にキャンセルが見受けられました。以上の要因により輸送用機器事業の売上高は期首想定を下回りました。

【航空・油圧機器事業】

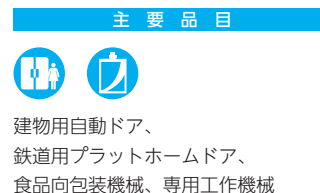
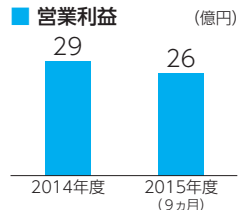
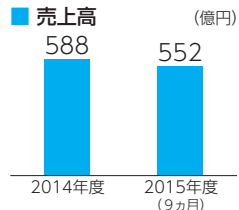
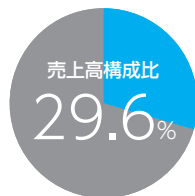


航空・油圧機器事業の受注高は408億円となりました。売上高は395億円、営業損失は20億円となりました。

油圧機器では中国における建設機械需要減の影響

を大きく受けており、航空機器は堅調な民間航空機および防衛省向け需要を受け順調に推移したものの、結果として航空・油圧機器事業の売上高は期首想定を大きく下回りました。

【産業用機器事業】



産業用機器事業の受注高は544億円となりました。売上高は552億円、営業利益は26億円となりました。

自動ドアは国内および海外市場ともに堅調であ

り、為替効果も得られ順調に推移しましたが、包装機における海外需要の伸び悩みが影響し、結果として産業用機器事業の売上高は期首想定をやや下回りました。

(3) 設備投資および資金調達の状況

① 設備投資等の状況

当社グループの設備投資につきましては、当連結会計年度中に実施した設備投資は総額89億円であります。その主なものは、精密機器事業における能力増強・生産合理化を目的としたものです。

② 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、中国経済は新5ヵ年計画でも明らかなように、投資型成長から消費型成長へ構造的な変化を進めており、過去のような高い成長率は期待できず、設備投資需要低迷による世界経済への影響が懸念されます。米国経済においては、新興国景気の減速、ドル高による企業業績の下振れはあるものの雇用は堅調に増加しており、内需による緩やかな成長が期待されます。欧州経済においては、相次ぐテロや難民問題など不安定な要素がある反面、欧州中央銀行による追加金融緩和も実施され、底堅く推移すると予想されます。

当社グループでは、旺盛な産業用ロボット向け精密減速機需要、鉄道車両用機器の中国における需要増や自動ドア事業における拡販を予想しております。

以上を踏まえ、次期の売上高は2,500億円、営業利益は255億円を見込んでいます。

なお、当社は、2015年12月期より決算日を3月31日から12月31日に変更しました。従いまして、2015年12月期は経過年度となることから、次期の業績見通しにおける前年同期比較は行っておりません。

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、下記企業理念のもと、2020年度に向けた長期ビジョン達成への動きを着実にするため、2014年5月に2014年度を初年度とする3ヵ年の新中期経営計画「Think Global! Act Local! For the Second Decade」を策定いたしました。

「企業理念」

ナブテスコは、
独創的なモーションコントロール技術で、
移動・生活空間に安全・安心・快適を提供します。

「長期ビジョン」 2020年度の目指す姿

グローバルに成長し続けるベストソリューションパートナー
(2020年度の経営目標)

売上高

4,000億円

営業利益

600億円

- 新しいソリューション（製品・サービス・ビジネスモデル）を社会に提供し続けている
- たゆまぬ技術革新により、顧客に頼られる専門性を追求している
- 言葉・文化の違いを越えてオープンなコミュニケーションと自由な発想を尊重している
- 「Enjoy the Challenge」を合言葉に社員一人ひとりが積極的にチャレンジしている

「中期経営計画基本方針」

「Think Global! Act Local! For the Second Decade」
～ Challenge & Creation ～

- 顧客満足の限りなき追求
- 海外展開の一層の推進
- 新技術開発の探究とオープンイノベーション
- グローバル生産体制の構築
- 株主価値、企業価値の向上

② 目標とする経営指標

当社グループは2014年度から2016年度の中期経営目標を、以下のとおり設定いたしました。

1) さらなる事業規模拡大・収益性の追求

2016年度の目標

- ・売上高目標 2,800億円±5%
- ・営業利益目標 340億円（営業利益率12%）
- ・当期純利益目標 240億円
- ・1株当たり当期純利益 190円

2) 資産・資本効率（ROA、ROE）を意識した経営の推進

- ・2017年3月末 ROA7.5%、ROE15.0%の達成

3) 成長性を考慮した企業収益の配分

戦略的な成長投資、財務健全性の確保、株主還元
のバランスを考慮した適正配分

- ・3カ年の累計設備投資額 450億円
- ・3カ年の累計研究開発費 230億円
- ・安定的配当の継続（配当性向30%以上、40%
を超えない限り減配せず）

（注）本中期経営目標は決算期変更前の2014年5月に発表し、2017年3月期を最終年度として策定したものです。2016年度(2016年12月期)の計画については、2016年2月12日公表の「平成27年12月期決算短信」の「平成28年12月期の連結業績予想」および決算短信添付資料をご参照ください。

③ 中長期的な会社の経営戦略

新中期経営計画期間中は長期ビジョン達成に向けて、成長性を考慮した企業収益の配分を念頭に、将来の成長に向けた戦略的な投資を実施してまいります。

新事業の創出と新規市場への展開をすべく「Market Creation」を推し進め、それを支え・加速化すべく「Technology Innovation」に取り組み、この2つの重要戦略を「Financial Strategy」によって確実な事業成長へ繋げてゆきます。

1) 「Market Creation」による既存事業の伸長と新事業の創出

- ・「安全・安心・快適」を提供する Best Solution Partnerとして、高付加価値の新製品を市場に投入します。(精密減速機、鉄道車両用機器、航空機器、油圧機器など)
- ・海外展開を一層推進し、未進出の市場、特に新興国におけるプレゼンスを向上させます。
- ・安定収益を確保するため、有望市場におけるアフター・サービスビジネス (MRO) の体制構築と強化をはかります。
- ・「ナブテスコ」ブランドの強化・浸透に取り組みます。

2) 「Technology Innovation」による開発推進とグローバル生産体制の構築

- ・多様なニーズに対応する製品のスピーディな提供に向けた、自社開発および共同開発を推進します。
- ・グローバル生産体制の構築により「地産地消」を確立します。
- ・国内工場のマザー工場化と近代化を推進します。

3) 「Financial Strategy」による戦略投資を支えるキャッシュインカムの創出と安定的な還元

- ・資産効率の向上を促進します。
- ・資金調達は、デットによる調達を基本としながら信用格付け維持をはかります。
- ・1株当たり当期純利益の継続的な拡大による増配を目指し、連結配当性向を30%以上とし、連結配当性向が40%を超えない限り減配しないことを新たな配当方針といたします。
- ・成長投資として、1) 国内工場近代化、増産対応の実施、2) 研究開発の推進、3) 戦略的M & Aに備えた資金準備に取り組みます。

④ 事業の展開

当面の最重要課題は中期経営計画の達成であり、下記課題に取り組めます。

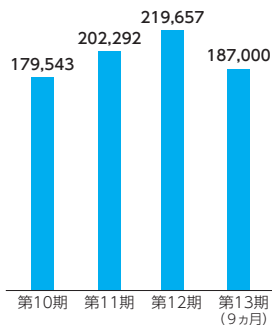
- ・市場毎のニーズにマッチしたビジネスモデルの構築、海外事業の収益力強化
- ・多様な市場ニーズを捉えた製品開発、高い総合技術力を駆使した差別化製品の開発
- ・グローバル化に対応した迅速な意思決定体制の構築、リスクマネジメント力の強化
- ・グローバル展開のベースとなるグローバル人財の確保・育成・強化
- ・情報セキュリティのリスク回避に向けた管理体制の維持・強化

(5) 財産および損益の状況

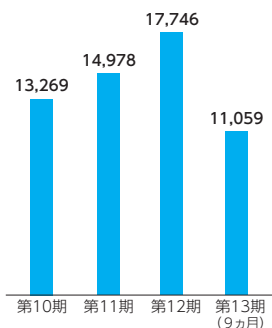
区 分	2012年度 第10期	2013年度 第11期	2014年度 第12期	2015年度 第13期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	179,543	202,292	219,657	187,000
営 業 利 益(百万円)	15,013	20,092	23,615	15,294
営 業 利 益 率	8.4%	9.9%	10.8%	8.2%
経 常 利 益(百万円)	17,890	24,227	27,193	16,418
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	13,269	14,978	17,746	11,059
1株当たり当期純利益(円)	104.57	117.95	140.24	88.85
純 資 産(百万円)	120,857	139,471	158,664	148,924
1株当たり純資産額(円)	894.86	1,035.68	1,184.17	1,150.41
総 資 産(百万円)	203,056	233,984	245,992	233,381
自己資本利益率(R O E)	12.5%	12.2%	12.6%	7.6%
総 資 産 利 益 率(R O A)	6.5%	6.9%	7.4%	4.6%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均株式数は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 第13期(当連結会計年度)は決算期変更の経過期間となることから、当連結会計年度につきましては、従来3月決算であった会社は9ヵ月間(2015年4月1日～2015年12月31日)、従来より12月決算の会社は12ヵ月間(2015年1月1日～2015年12月31日)を連結対象期間とした決算となっています。

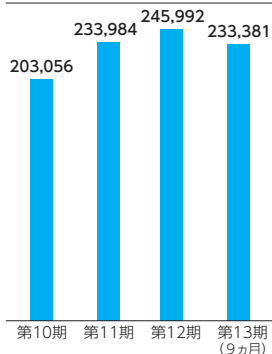
■ 売上高 (百万円)



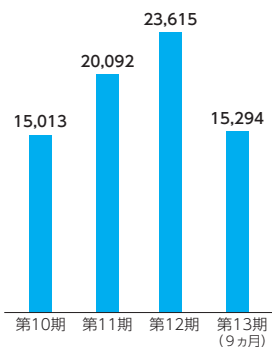
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



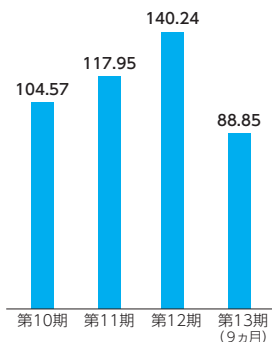
■ 総資産 (百万円)



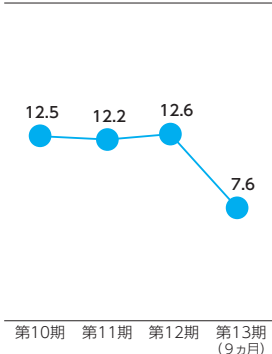
■ 営業利益 (百万円)



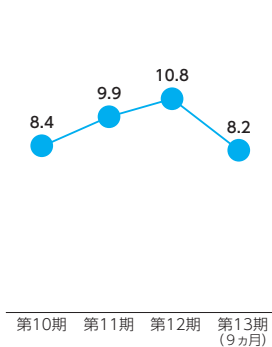
■ 1株当たり当期純利益 (円)



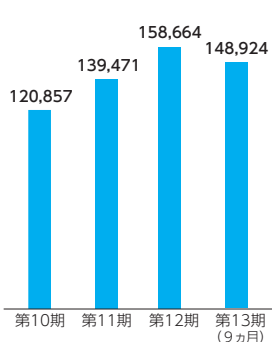
■ 自己資本利益率 (ROE) (%)



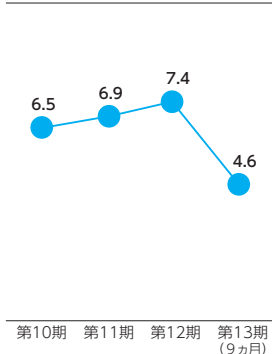
■ 営業利益率 (%)



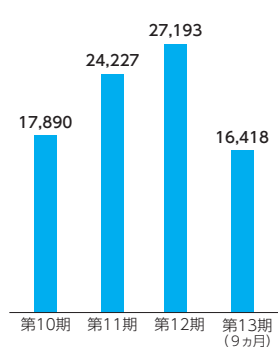
■ 純資産 (百万円)



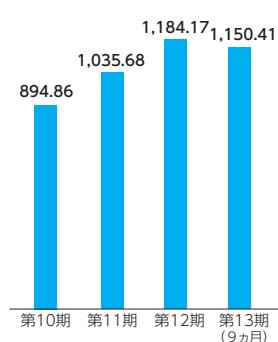
■ 総資産利益率 (ROA) (%)



■ 経常利益 (百万円)



■ 1株当たり純資産額 (円)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ナブコドア株式会社	848 百万円	100.0 %	自動ドア等の販売・据付・メンテナンス
ナブテスコオートモーティブ株式会社	450 百万円	100.0 %	自動車関連機器の製造・販売
ナブテスコサービス株式会社	300 百万円	100.0 %	輸送用機器の販売・据付・メンテナンス
東洋自動機株式会社	245 百万円	100.0 %	各種総合包装システムの製造・販売
Gilgen Door Systems AG	2 百万スイスフラン	100.0 %	建物用自動ドア、鉄道用プラットホームドア等の製造・販売・メンテナンス
Nabtesco Precision Europe GmbH	51 千ユーロ	100.0 %	精密減速機の販売
Nabtesco Aerospace Inc.	100 万米ドル	100.0 % (100.0 %)	航空機器の製造・販売・メンテナンス
NABCO Entrances, Inc.	446 万米ドル	100.0 % (100.0 %)	自動ドアの製造・販売
上海納博特斯克液压有限公司	1,450 万米ドル	55.0 %	油圧機器の製造・販売・メンテナンス
上海納博特斯克液压設備商貿有限公司	100 百万円	67.0 %	油圧機器の販売
江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司	1,800 百万円	50.0 %	鉄道車両用ブレーキ・ドア装置の製造・販売
Nabtesco Power Control(Thailand) Co.,Ltd.	700 百万タイバート	70.0 %	油圧機器の製造・販売
納博特斯克（中国）精密机器有限公司	5,000 万米ドル	67.0 %	精密減速機の製造・販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の（ ）内は、間接所有割合（内数）であります。
2. 当事業年度において、NABCO Entrances, Inc.を重要な子会社に加えました。
3. 納博特斯克（中国）精密机器有限公司は2015年10月22日付で江蘇納博特斯克液压有限公司より名称変更しました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
岐阜工場	岐阜県不破郡垂井町
垂井工場	岐阜県不破郡垂井町
津工場	三重県津市
神戸工場	兵庫県神戸市
甲南工場	兵庫県神戸市
西神工場	兵庫県神戸市
名古屋営業所	愛知県名古屋

② 子会社

名 称	所 在 地
ナブコドア株式会社	大阪府大阪市
ナブテスコオートモーティブ株式会社	東京都千代田区
ナブテスコサービス株式会社	東京都品川区
東洋自動機株式会社	東京都港区
Gilgen Door Systems AG	スイス ベルン州
Nabtesco Precision Europe GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市
Nabtesco Aerospace Inc.	米国 ワシントン州
NABCO Entrances, Inc.	米国 ウィスコンシン州
上海納博特斯克液压有限公司	中国 上海市
上海納博特斯克液压設備商貿有限公司	中国 上海市
江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司	中国 江蘇省
Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.	タイ チョンブリ県
納博特斯克（中国）精密機器有限公司	中国 江蘇省

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
5,839名	287名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
ベルン州立銀行	1,521 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	1,020 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000 ^{百万円}

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 125,133,799株（うち自己株式 979,270株）
 (3) 株主数 19,695名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	8,565 千株	6.90 %
東海旅客鉄道株式会社	5,171 千株	4.16 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,061 千株	4.08 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,752 千株	3.02 %
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	3,563 千株	2.87 %
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	3,265 千株	2.63 %
ファナック株式会社	2,480 千株	2.00 %
THE BANK OF NEW YORK 133972	2,155 千株	1.74 %
SAJAP	2,007 千株	1.62 %
BNP PARIBAS SEC SVC LONDON/ JAS / ABERDEEN INVESTMENT FUNDS ICVC/ AGENCY LENDING	1,996 千株	1.61 %

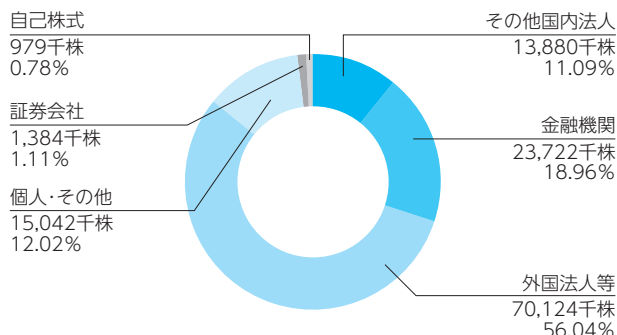
(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率については、自己株式（979,270株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

機動的な利益還元を実施することで1株当たりの株主価値を高めるとともに、資本効率の向上を図るため、2015年5月28日開催の当社取締役会決議に基づき、市場買い付けにより自己株式を取得し、同年12月28日付で取得分の自己株式の消却を実施いたしました。

そのため、発行済株式の総数は、3,132,000株減少しました。

■ 株式分布状況（2015年12月31日現在）



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 1,383個
- ② 目的となる株式の種類および数 普通株式 138,300株 (新株予約権1個につき100株)
- ③ 新株予約権の区分別合計

発行回次	行使価格	行使期間	区分	保有者数	個数
第1回株式報酬型新株予約権 (2009年度)	1円	2009年8月22日から 2034年8月21日まで	取締役	3名	120個
第2回株式報酬型新株予約権 (2010年度)	1円	2010年8月21日から 2035年8月20日まで	取締役	3名	90個
第3回株式報酬型新株予約権 (2011年度)	1円	2011年8月20日から 2036年8月19日まで	取締役	6名	234個
第4回株式報酬型新株予約権 (2012年度)	1円	2012年8月21日から 2037年8月20日まで	取締役	6名	245個
第5回株式報酬型新株予約権 (2013年度)	1円	2013年8月21日から 2038年8月20日まで	取締役	7名	272個
第6回株式報酬型新株予約権 (2014年度)	1円	2014年8月21日から 2039年8月20日まで	取締役	7名	243個
第7回株式報酬型新株予約権 (2015年度)	1円	2018年6月15日から 2025年6月14日まで	取締役	7名	13個
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年度)	1円	2015年8月21日から 2040年8月20日まで	取締役	8名	166個

- (注) 1. 社外取締役および監査役には新株予約権を交付しておりません。
2. 2010年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたため、その後に発行した第3回以降の株式報酬型新株予約権の1個あたりの株式数は1,000株ではなく100株となっております。第1回株式報酬型新株予約権および第2回株式報酬型新株予約権の個数については、第3回以降の株式報酬型新株予約権の個数との表記単位を揃える便宜から、各新株予約権の1個あたりの株式数を1,000株ではなく100株として算出した数字を記載しております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当社は、当事業年度中に、取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を以下のとおり交付しました。交付した新株予約権の総数は323個、その目的となる株式の総数は普通株式32,300株です。

発行回次	行使価額	行使期間	区分	交付者数	個数
第7回株式報酬型新株予約権 (2015年度)	1円	2018年6月15日から 2025年6月14日まで	取締役	8名	17個
			執行役員	13名	13個
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年度)	1円	2015年8月21日から 2040年8月20日まで	取締役	8名	166個
			執行役員	11名	127個

(注) 交付者数には当事業年度中に取締役および執行役員を退任した者を含みます。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2015年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 谷 和 朗	最高経営責任者 (CEO)
代 表 取 締 役	三 代 洋 右	住環境カンパニー社長
代 表 取 締 役	長 田 信 隆	航空宇宙カンパニー社長
代 表 取 締 役	寺 本 克 弘	企画本部長
取 締 役	坂 井 宏 彰	パワーコントロールカンパニー社長
取 締 役	吉 川 敏 夫	技術本部長
取 締 役	橋 本 悟 郎	コンプライアンス本部長
取 締 役	箱 田 大 典	総務・人事本部長
取 締 役	藤 原 裕	クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社代表取締役
取 締 役	内 田 憲 男	株式会社アルバック取締役 (社外)
常 勤 監 査 役	大 西 隆 之	
監 査 役	石 丸 哲 也	
監 査 役	三 谷 紘	富士通株式会社監査役 (社外)
監 査 役	片 山 久 郎	アート金属工業株式会社特別顧問、ユシロ化学工業株式会社取締役 (社外)

- (注) 1. 取締役寺本克弘、橋本悟郎、箱田大典および内田憲男の4氏は、2015年6月23日開催の第12回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 監査役大西隆之および片山久郎の両氏は、2015年6月23日開催の第12回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 監査役であった今村正夫氏は、2015年8月31日で辞任いたしました。
4. 取締役藤原裕および内田憲男の両氏は、社外取締役であります。
5. 監査役石丸哲也、三谷紘および片山久郎の3氏は、社外監査役であります。
6. 監査役大西隆之氏は、当社の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外監査役石丸哲也氏は、一部上場会社の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外取締役藤原裕および内田憲男の両氏ならびに社外監査役石丸哲也、三谷紘および片山久郎の3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当社定款に基づき当社は社外取締役藤原裕および同内田憲男ならびに社外監査役石丸哲也、同三谷紘および同片山久郎の5氏との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりです。

同契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円と法令が定める額とのいずれか高い額とします。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	報酬等の内訳	
			月次報酬等	株式報酬型ストックオプション
取 締 役 (うち社外取締役)	14 名 (3 名)	241 百万円 (12 百万円)	181 百万円 (12 百万円)	59 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	7 名 (4 名)	44 百万円 (14 百万円)	44 百万円 (14 百万円)	
計	21 名	286 百万円	226 百万円	59 百万円

- (注) 1. 当社の役員報酬は、取締役（社外取締役を除く）については、月次報酬（固定報酬と業績連動報酬により構成）および株式報酬型ストックオプションで構成されており、社外取締役および監査役（社外監査役を含む）については固定報酬のみとなっております。
2. 上記対象人員には、当期中の退任取締役4名および退任監査役2名ならびに辞任監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の限度額は次のとおりであります。
- ①月次報酬等 年額 350百万円（うち社外取締役30百万円）
- ②株式報酬型ストックオプション 年額 100百万円
- （①は2012年6月26日開催の第9回定時株主総会、②は2009年6月24日開催の第6回定時株主総会決議）
4. 監査役の報酬等の限度額は次のとおりであります。
- 年額 80百万円（2009年6月24日開催の第6回定時株主総会決議）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1) 社外取締役の藤原裕氏は、クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社の代表取締役を兼務しております。なおクロス・ボーダー・ブリッジ株式会社と当社との間に特別な利害関係はありません。

2) 社外取締役の内田憲男氏は、株式会社アルバックの社外取締役を兼務しております。なお、株式会社アルバックと当社との間に特別な利害関係はありません。

3) 社外監査役の三谷紘氏は、富士通株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、富士通株式会社と当社との間に特別な利害関係はありません。

4) 社外監査役の片山久郎氏は、アート金属工業株式会社の特別顧問およびユシロ化学工業株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、アート金属工業株式会社およびユシロ化学工業株式会社と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	藤 原 裕	100.0%	—	社外取締役としての立場から、主にグローバルビジネスに関する豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
取締役	内 田 憲 男	100.0%	—	社外取締役としての立場から、主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
監査役	石 丸 哲 也	100.0%	100.0%	社外監査役としての立場から、主に経理および財務に関する豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
監査役	三 谷 紘	85.7%	100.0%	社外監査役としての立場から、主に弁護士としての高度な法律面の知識および組織経営全体に関する高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
監査役	片 山 久 郎	80.0%	85.7%	社外監査役としての立場から、主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。

(注) 1. 当事業年度中に開催した取締役会は14回、監査役会は10回であります。

2. 内田憲男氏の社外取締役就任は2015年6月23日のため、2015年6月23日以降出席すべき取締役会の回数は10回であります。

3. 片山久郎氏の社外監査役就任は2015年6月23日のため、2015年6月23日以降出席すべき取締役会の回数は10回、監査役会は7回であります。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の合計額	60百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうか等について確認し、検討を踏まえた結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Gilgen Door Systems AG、Nabtesco Precision Europe GmbH、Nabtesco Aerospace Inc.、NABCO Entrances, Inc.、上海納博特斯克液压有限公司、上海納博特斯克液压設備商貿有限公司、江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司、Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.および納博特斯克（中国）精密機器有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は同監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務であるIFRSに係るコンサルタント等を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. コーポレートガバナンス

(1) コーポレートガバナンス基本方針

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨・精神を十分に踏まえた上で、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上並びにステークホルダーからのさらなる信頼獲得を図るためのより良いコーポレートガバナンスの実現のため、以下のとおり「コーポレートガバナンス基本方針」を2015年10月30日付で制定しました。

序章

当社は、取締役会決議に基づき、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え・枠組み・方針を示すものとして、次のとおり基本方針を制定する。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方) (2-1, 3-1(ii))

第1条 当社は、独創的なモーションコントロール技術で、移動・生活空間に安全・安心・快適を提供することを企業理念とし、「ナブテスコウェイ」の実践を通じて会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上並びにステークホルダーからのさらなる信頼獲得のため、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会) (基本原則1, 1-2)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

① 当社は、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送する。

※基本方針の各条項()内に付されている番号は、東京証券取引所上場規則におけるコーポレートガバナンス・コード各原則との対応関係を示しています。

- ② 当社は、招集通知の発送に先立ち、その内容を、東京証券取引所、当社ウェブサイト等へ公表する。
- ③ 当社は、インターネットによる議決権行使や議決権行使プラットフォームの利用を通じて、株主総会に出席しない全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境を整備する。
- ④ 当社は、国内外の株主が議決権行使の参考にできるよう株主総会参考書類の英訳を東京証券取引所、当社ウェブサイト等に開示する。

(資本政策の基本的な方針) (1-3, 1-6)

第3条 当社は、株主価値を維持向上するために、総資産利益率(ROA)及び株主資本利益率(ROE)の目標水準に配慮した経営を行う。また、資金調達は、高い信用格付けを維持し、デットファイナンス(銀行借入等)によることを基本とする。

2. 当社は、大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合は、既存株主の利益を毀損することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を検討するとともに、株主への十分な説明を行う。

3. 当社は、一定の連結配当性向比率を定めて配当を行う。

(株式の政策保有及び政策保有に係る議決権行使に関する基本方針) (1-4)

第4条 当社は、当社の取引先等との間の事業上の関係を維持・強化することを目的として、当社の企業価値の維持・向上に資する場合に限り、上場株式を政策的に保有する。

2. 当社は、毎年、主要銘柄毎に取締役会においてリスクとリターンを勘案のうえ保有意義・合理性を検証する。

3. 当社は、政策保有株式の議決権について、議案内容を精査し、発行体の企業価値向上に資するか否かという観点のもと、総合的に賛否を判断した上で、行使する。

(関連当事者間取引) (1-7)

第5条 当社は、取締役及び執行役員との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行うに当たっては、必ず取締役会による承認を得る。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を開示する。

2. 当社は、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理及び役職員等による当社株式等の売買等に関して順守すべき事項を定め、厳格な運用を行う。

(買収防衛策) (1-5)

第6条 当社は、買収防衛策を導入しない。

2. 取締役会は、当社株式が公開買付けに付された場合、公開買付者等に対し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上施策の説明を求める。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働 (ステークホルダーとの協働) (基本原則 2, 2-1)

第7条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出はステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、ステークホルダーとの適切な協働に努める。

2. 当社は、顧客、社員、株主、取引先、地域社会、環境その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

(企業倫理綱領及び行動基準) (2-2, 2-2①)

第8条 当社は、より高い倫理観に根ざした企業行動をとるため、「ナブテスコグループ企業倫理綱領」及び「ナブテスコグループ行動基準」を定め、企業倫理の実践を徹底する。

(サステナビリティ報告) (2-3, 2-3①)

第9条 当社は、毎年1回、経営戦略、事業概況、経営体制、財務状況、CSRへの取り組み、持続的な成長を目指す当社の取り組みをステークホルダーに多面的に報告するレポートとしてインテグレイテッドレポートを発行する。

(ダイバーシティの推進) (2-4)

第10条 当社は、性別・国籍・障がいの有無を問わず採用を行い、多様な人材の獲得に努める。

2. 当社は、多様な人材一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境づくりに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示基準) (基本原則3)

第11条 当社は、会社法、金融商品取引法、その他の法令・諸規則及び当社が株式を上場している東京証券取引所の定める適時開示規則に則り情報開示を行う。また、これらに該当しない事柄であっても、投資家の判断に影響を与えと考えられる情報については、財務情報、非財務情報ともに開示するように努める。

(外部会計監査人) (3-2)

第12条 当社は、会計監査人による適正な監査を担保するため、監査役会や経理部門が連携し、監査日程や監査体制の確保に努める。

第5章 コーポレートガバナンス体制の充実 (機関設計) (4-10)

第13条 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。

(取締役会の役割・責務) (基本原則4, 4-1, 4-1①, 4-2, 4-3, 4-5)

第14条 取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的かつ中長期的な企業価値の向上並びに収益力・資本効率等の改善を図るため、次の各号に定める役割・責務を負う。

- ① 経営理念、経営戦略等を確立し、当社の戦略的な方向付けを行う。
- ② 経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
- ③ 独立した客観的な立場から取締役、執行役員等に対する実効性の高い監督を行う。

(経営陣への委任) (4-1①)

第15条 当社は、「グループ責任・権限規程」を定め、取締役会で決議、審議及び報告すべき事項並びに経営陣に委任すべき事項を明確にする。具体的には、法令及び定款の規定により取締役会での決議が必要な事項及び経営上の重要な事項については、取締役会での意思決定を必要とすることとし、それ以外の事項については、全て経営陣に委任する。

(取締役会の構成) (3-1(iv), 4-8, 4-11, 4-11①)

第16条 取締役会は、10名以内の取締役により構成し、そのうち2名以上を独立社外取締役とする。

2. 取締役会の役割・責務を果たすための機能を最大限発揮するため、社内外から優れた人格、知見、能力、高度な専門性及び倫理観並びに豊富な経験を有する者を選任し、取締役会の知見、能力、経験等のバランス並びに多様性を確保する。

(取締役会の運営) (4-12, 4-12①)

第17条 取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めることとし、その運営については、「取締役会規則」に定めるほか、社外取締役が議論に積極的に加わることができるよう取締役会事務局が事前に資料配布、審議事項、年間スケジュールを決定する等により十分な情報を提供するとともに、適切な開催頻度、審議時間、審議項目数等を確保する。

(独立社外取締役) (4-6, 4-7, 4-8①, 4-9)

第18条 当社は、当社の持続的かつ中長期的な企業価値の向上に寄与する助言、経営の監督等を行うことのできる独立社外取締役を2名以上選任する。

2. 全ての独立社外取締役は、豊富な経験及び幅広い知見並びに様々なステークホルダーの視点を持ち、かつ、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を全て充足する者とする。

3. 独立社外取締役は、必要に応じて独立社外役員のみによって構成される会議を招集・開催し、自由な議論を通じて、業務の執行から独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識交換を図る。

(監査役会の役割・責務) (4-4, 4-5, 4-13③)

第19条 監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任、監査報酬に係る権限を積極的かつ能動的に行使し、取締役会等において適切に意見を述べる。

2. 監査役会は、「監査協議会」を通じて当社の内部統制部門及び監査部門との連携を図り、また、必要に応じて独立社外取締役と連携し、情報交換・認識交換を図る。

3. 監査役会は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に定める手続、監査の基準等に従い、その役割・責務を全うする。

(監査役会の構成) (4-4①, 4-11)

第20条 監査役会は、5名以内の監査役により構成し、そのうち半数以上を独立社外監査役とする。

2. 監査役会の役割・責務を果たすための機能を最大限発揮するため、社内外から優れた人格、知見、能力、高度な専門性及び倫理観並びに豊富な経験を有する者を選任し、そのうち1名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任する。

3. 監査役会は、前条に定める監査役会の役割・責務を果たすために、独立社外監査役が有する強固な独立性と、社内監査役が有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることにより、その実効性を担保する。

4. 全ての独立社外監査役は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を全て充足する者とする。

(指名委員会) (4-1③, 4-10, 4-10①)

第21条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置し、取締役、監査役及びCEO候補の人事について審議し、取締役会への答申を行う。

2. 指名委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成する。

3. 取締役会は、指名委員会の運営に関する公正な規則を定める。

(報酬委員会) (3-1(iii), 4-10, 4-10①)

第22条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置し、経営陣の報酬等について審議し、取締役会への答申を行う。

2. 報酬委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成する。

3. 取締役会は、報酬委員会の運営に関する公正な規則を定める。

(取締役、監査役等の指名等)
(3-1(iv), 4-3①, 4-11①)

第23条 取締役会は、経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行うに当たっては、本人の経歴及び能力を踏まえつつ、当社グループ全体の発展と経営の高度化に寄与できるような人物を指名・選任する。なお、監査役については、監査役会の同意を得て監査役候補者として指名する。

2. 取締役会は、前項に定める選任等における独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名委員会による答申を受けることとする。

(経営陣の報酬等) (3-1(iii), 4-2, 4-2①)

第24条 取締役会は、独立性・客観性と説明責任を強化するため、経営陣の報酬等を決定するにあたっては、報酬委員会による答申を受け、取締役会にて決定する。

2. 経営陣の報酬等は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、経営陣の報酬等に関する方針を以下のとおり定める。

① 経営陣の報酬体系は、固定報酬と短期業績を反映した業績連動報酬からなる「月次報酬」及び中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストックオプション」で構成する。なお、主要な業績管理指標としては、売上高、営業利益、ROA、ROEを採用する。但し、報酬水準、報酬の構成等については、経営環境の変化に対応して適時・適切に見直すこととする。

② 独立社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとする。

3. 監査役の報酬等については、監査役の協議により決定する。監査役の報酬体系は、監査という機能の性格から業績反映部分を排除し、固定報酬のみとする。

(取締役会の実効性評価) (4-11③)

第25条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する。

(取締役及び監査役の情報入手と支援体制) (4-13, 4-13①, 4-13②)

第26条 当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を実効的に果たすことができるよう積極的に取締役及び監査役の支援体制を整える。

2. 取締役及び監査役は、その役割・責務を実効的に果たすため、会社による情報提供や外部の専門家による助言等を通じ、能動的に情報を入手する。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)
(4-14, 4-14①, 4-14②)

第27条 新任の取締役及び監査役は、就任に際して、コーポレートガバナンスや法的責任を含む役員の役割・責務について、当社の法務・コンプライアンス担当役員又は外部研修機関による研修を受講する。但し、独立社外役員は、自己が有する知見、能力、専門性等に鑑み、必要に応じて当該研修を受講する。

2. 新任の独立社外取締役及び独立社外監査役は、就任に際して、当社グループの企業理念、事業、財務、組織等の説明を受け、当社グループの事業に対する理解を深める。また、当社は、新任の独立社外取締役及び独立社外監査役に対し、必要に応じて、工場又は事業所の視察等の機会を提供する。

3. 全ての取締役及び監査役は、知識を更新するため、定期的に開催される研修に参加する。

(内部統制) (4-3②)

第28条 当社は、会社法等に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を整備するものとし、取締役会は、その運用が有効に行われているか否かを定期的に監督する。

第6章 株主との建設的な対話

(建設的な対話) (基本原則3, 5, 5-1, 5-1①, 5-1②)

第29条 当社は、株主・投資家との対話活動全般を統括し、かつ責任を持つ者を経営陣より指定し、IR 担当部署を中心に社内関係部署が連携して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する株主・投資家との建設的な対話の実現するよう努める。具体的には、株主・投資家との個別面談に加え、各種刊行物による適時開示情報の補完、業績・事業に関する説明会の開催等を通じて、積極的に株主・投資家との対話の機会を設ける。

2. 当社は、株主・投資家との対話にあたっては、当社情報を適時・適切に開示するのみならず、企業価値、株主価値の向上に向けた当社の取り組みを発信するとともに、株主・投資家の当社に対する考えを把握し、経営陣及び社内関係部署へフィードバックすることで社内の共有を図る。

3. 当社は、インサイダー情報については、社内規程に則り適切に管理する。

第7章 本基本方針の改廃

(本基本方針の改廃)

第30条 本基本方針の改廃は取締役会決議をもって行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社グループの内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定める。

内部統制推進の最高責任者はCEOとする。

取締役会は、事業環境や社会的要請の変化、法令の改正、リスクの多様化等に応じて内部統制システムの整備に関し継続的に検討を重ね、毎年一回その他必要に応じ見直しを行う。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、当社グループの企業理念、企業倫理綱領、行動基準を適正かつ公正な事業活動の拠り所としてこれを遵守する。また、社会の一員として社会規範・倫理に則した行動を行い、健全な企業文化の維持形成に努める。
- ② 取締役（会）は、法令、定款、取締役会規則およびグループ責任・権限規程等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。
- ③ 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された職務を執行するとともに、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。また、各取締役は、他の取締役によるものも含

め、職務の執行について法令および定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会および監査役（会）へ報告する。

- ④ 取締役および使用人は、意思決定および職務の執行において、本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底することで、判断の合理性・妥当性、適法性を確保する。
- ⑤ 取締役会は、社外取締役、社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて、適正な判断を行う。
- ⑥ コンプライアンスの推進においてCEOを補佐するため、コンプライアンスを推進する部門を設置する。社会情勢および法改正等に則したコンプライアンス体制の見直しと、取締役、使用人に対するグループ横断的なコンプライアンス教育を行う。
- ⑦ 取締役および使用人は、当社グループにおける不正行為の通報義務を有し、その手段の一つとして企業倫理ホットラインを開設し、運用する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の情報（文書および電磁的記録。以下同じ。）について、法令および社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に作成および保存・管理を行う。

- i) 株主総会議事録およびその関連資料
 - ii) 取締役会議事録およびその関連資料
 - iii) マネジメント・コミッティ等、取締役が主催する重要な会議体の議事内容の記録および関連資料
 - iv) 取締役会が決定者となる決定通知書および付属書類
 - v) その他取締役の職務の執行に関する重要な書類
 - ② 上記①に定める情報の作成および保存・管理における責任者は、それぞれの会議体議長または別途定められた取締役、決定者あるいは当該職務を執行する取締役とする。
 - ③ 電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図る。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 損益、資産効率、品質、災害等の状況が取締役に適正かつタイムリーに報告され、また当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、迅速かつ的確に取締役（会）へ報告される体制を整備し、リスクの早期発見に努め、損失の極小化を図る。
 - ② 以下の事項に対し、リスクの管理および損失の予防を行う。グループ横断的な組織の設置、規程の整備を行う。

- i) 事業環境や業界構造の変化および新技術、新規参入への対処の遅れ等に起因する事業の機会損失リスク
- ii) 取締役、使用人の不適切な判断、業務処理あるいは重過失、不正行為等に起因する事業運営リスク
- iii) カントリーリスクや販売先・仕入先の与信等に起因する代金回収不能・調達支障リスク
- iv) 所有する金融資産や金利・為替の変動等に起因する金融リスク
- v) 基幹システムの停止・動作不良や情報漏洩等のITリスク
- vi) 契約の不備、知的財産権の侵害等に起因する訴訟リスク
- vii) ESH（Environment, Safety & Health：環境・安全・健康）に関するリスク
- viii) PL（Product Liability：製造物責任）を含む品質に関するリスク
- ix) 大規模災害に関するリスク
- x) その他取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ③ グループ責任・権限規程の遵守・徹底を通じて、意思決定の合理性・妥当性、適法性を確保し、リスクの管理を行う。
- ④ 事故、災害および重要な品質問題発生時の報告要領を社内規程に定め、それに基づく有事の際の迅速かつ適切な情報伝達および緊急対応態勢を整備する。
- ⑤ 内部監査部門をはじめ本社専門スタッフが、業務上のリスク管理状況を横断的に監査し、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、必要な組織を組成し、それぞれの業務分掌を定める。取締役は取締役会決議により業務を分担し、業務分掌に基づき業務を執行する。
- ② 当社の事業内容、事業特性に鑑み、執行役員制・カンパニー制を採る。
 - i) 執行役員は取締役会より委嘱された業務を執行し、報告を行う。
 - ii) 戦略事業単位としてカンパニーを設置し、各カンパニーはグループ責任・権限規程に基づき業務を執行し、報告を行う。
- ③ 取締役会付議事項のうち業務執行に係るものについては、業務執行上の重要事項を審議する機関であるマネジメント・コミティで事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。

5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制に係る理念、方針は全てグループ適用とし、グループ全体への浸透と統一化を図る。
- ② グループ会社管理規程を制定し子会社の管理区分および管理事項を規定するとともに、子会社の規模および重要性（当社グループへの影響度合い）および子会社の自主健全性を勘案し、グ

ループ責任・権限体系を定める。また、子会社における業務上の重要事項について当社に報告させる体制を整備する。

- ③ 全部連結を採用し全子会社の業績を当社連結業績に適切に反映させ、かつ管理連結を採用しカンパニー連結での業績評価を行うことで、子会社の事業運営の適正化、効率化および財務報告の質的向上を図る。
- ④ 子会社の社外取締役、社外監査役を当社より派遣し意思決定および業務の適正化を図るとともに、グループ監査役会を通じて、子会社における監査の均質化と充実を図る。
- ⑤ 当社の内部監査部門において子会社に対する内部監査を実施し、監査を通じて業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役（会）から監査役を補助すべき使用人の設置の要請があった場合は、監査役（会）との事前協議の上、速やかに当該使用人を確保する。
- ② 監査役を補助すべき使用人を設けた場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動および人事考課は、監査役（会）との事前合議の上、決定する。
- ③ 監査役を補助すべき使用人は、かかる補助業務にあたり監査役（会）の指揮命令に服するものとする。

7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役（会）に報告する。
- ② 取締役および使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合または当社の業務および財産の状況の調査をする場合は、迅速かつ適切に対応する。
- ③ 監査役と内部統制に関連する部門との連携を強化するため、監査協議会等を通じ、内部統制にかかる事項（子会社の取締役、使用人等から当該部門への報告事項を含む）について、協議、情報・意見交換を図る。また、グループ監査役会において監査役と子会社監査役との間で監査に関する協議、報告、意見交換を行う。
- ④ 監査役に対し報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が予算内であるか否かに関わらず、法令に従い、速やかに当該費用等を処理する。
- ② マネジメント・コミッティ等の業務執行上の重要な会議への出席および経営情報の閲覧により、監査役が取締役と同等の情報に基づいた監査および業務執行上の重要事項における意思決定プロセスをチェックできる体制を確保する。
- ③ 監査役（会）は、CEOおよび代表取締役との意見交換会を定期的を開催できる。
- ④ 監査役は、執行役員その他の重要な使用人から職務執行状況を報告させることができる。
- ⑤ 監査役が会計監査人および財務経理部門と定期的に意見交換を行い、財務報告の適正性について確認ができる体制を確保する。
- ⑥ 監査役が内部監査部門および関連部門と定期的に監査状況の報告および監査に関する協議、情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図ることができる体制を確保する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) 当社および当社グループのコンプライアンス体制について

当社および当社グループの社員一人一人が適正かつ公正な事業活動を行うことを目的として、ナブテスコウェイ、ナブテスコグループ企業倫理綱領およびナブテスコグループ行動基準を定め、当社グループの役員および従業員に対して定期的に研修および周知活動を実施しております。また、法令違反・不正行為の防止および早期発見等のために、企業倫理ホットラインの窓口を社内外に設置し、適切に運用を行っております。

2) リスクの管理について

事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、リスクの顕在化時に生じる損失を最小限に留めることを目的として、リスクマネジメント規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。当該規程に基づき、リスクマネジメント事務局、BCP統括事務局、グループESH委員会およびグループ品質・PL委員会を設置し、リスクの内容に応じて迅速に対応し取締役会等に定期的に報告する体制を構築しております。また、業務監査部を中心に、本社専門スタッフが内部監査

を行い、業務改善等の適切な助言を行っております。

3) 取締役の職務の執行について

当社では、取締役会を14回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役および使用人の職務執行の監督を行いました。取締役会議事録その他取締役の職務の執行に関する重要な書類・資料については、適切に作成・保存・管理を行い、そのうち電磁的記録については情報セキュリティ管理実施細則を制定し、また、専門業者によるリモート監視を実施して、セキュリティ体制を強化・改善いたしました。

4) 監査役の職務の執行について

監査役会を10回開催し、監査に関する重要な事項について報告し、協議・決議を行いました。また、監査役は、取締役会やマネジメント・コミッティ等重要な会議に出席し、代表取締役との意見交換会、会計監査人との意見交換会、経理部その他内部統制関連部門との監査協議会およびグループ会社の監査役とのグループ監査役会を開催し、取締役および使用人の職務の執行について厳正なモニタリングを実施いたしました。加えて、監査役の職務の執行の実効性を確保するため、監査役に全ての経営情報データベースへのアクセス権を付与するとともに、監査役の要請に基づき監査役を補助すべき使用人を2名配置しております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(128,575)	流 動 負 債	(73,000)
現金及び預金	22,068	支払手形及び買掛金	38,643
受取手形及び売掛金	59,750	短期借入金	5,256
有価証券	13,000	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	5,579	1年内返済予定の長期借入金	76
仕掛品	11,622	未払法人税等	1,056
原材料及び貯蔵品	11,219	製品保証引当金	611
繰延税金資産	1,975	受注損失引当金	5
その他	3,597	その他	17,349
貸倒引当金	△238	固 定 負 債	(11,456)
固 定 資 産	(104,805)	退職給付に係る負債	7,339
有形固定資産	(55,916)	役員退職慰労引当金	180
建物及び構築物	19,709	繰延税金負債	2,093
機械装置及び運搬具	17,092	その他	1,842
工具、器具及び備品	3,825	負 債 合 計	84,456
土地	13,737	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	1,551	株 主 資 本	(129,005)
無形固定資産	(23,657)	資 本 金	10,000
のれん	19,424	資本剰余金	14,237
その他	4,233	利益剰余金	107,487
投資その他の資産	(25,231)	自己株式	△2,718
投資有価証券	23,057	その他の包括利益累計額	(13,062)
退職給付に係る資産	204	その他有価証券評価差額金	2,159
繰延税金資産	465	繰延ヘッジ損益	3
その他	1,585	為替換算調整勘定	11,597
貸倒引当金	△82	退職給付に係る調整累計額	△697
資 産 合 計	233,381	新 株 予 約 権	(379)
		非支配株主持分	(6,476)
		純 資 産 合 計	148,924
		負債・純資産合計	233,381

連結損益計算書（2015年4月1日から2015年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		187,000
売 上 原 価		136,576
売 上 総 利 益		50,423
販売費及び一般管理費		35,129
営 業 利 益		15,294
営 業 外 収 益		
受取利息	171	
受取配当金	88	
受取賃貸料	106	
持分法による投資利益	1,710	
その他	400	2,476
営 業 外 費 用		
支払利息	148	
為替差損	986	
その他	218	1,352
経 常 利 益		16,418
特 別 利 益		
固定資産売却益	32	
投資有価証券売却益	2,064	2,096
特 別 損 失		
固定資産処分損	336	
減損損失	2,111	
事業構造改善費用	287	
ゴルフ会員権評価損	3	
退職給付制度改定損	385	
環境対策費	31	3,156
税金等調整前当期純利益		15,358
法人税、住民税及び事業税	5,348	
法人税等調整額	383	5,731
当期純利益		9,626
非支配株主に帰属する当期純損失		1,432
親会社株主に帰属する当期純利益		11,059

連結株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	18,989	107,554	△2,928	133,615
当期変動額					
剰余金の配当			△5,784		△5,784
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,059		11,059
自己株式の取得				△10,002	△10,002
自己株式の処分		△93		212	118
自己株式の消却		△4,658	△5,341	9,999	—
在外子会社従業員奨励福利基金			△0		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△4,752	△67	209	△4,610
当期末残高	10,000	14,237	107,487	△2,718	129,005

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	3,447	△2	12,977	△175	16,246	391	8,410	158,664
当期変動額								
剰余金の配当								△5,784
親会社株主に帰属する 当期純利益								11,059
自己株式の取得								△10,002
自己株式の処分								118
自己株式の消却								—
在外子会社従業員奨励福利基金								△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,288	6	△1,379	△521	△3,183	△11	△1,934	△5,129
当期変動額合計	△1,288	6	△1,379	△521	△3,183	△11	△1,934	△9,739
当期末残高	2,159	3	11,597	△697	13,062	379	6,476	148,924

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数……48社

主要会社名：ナブコドア(株)、ナブテスコオートモ
ーティブ(株)、ナブテスコサービス
(株)、東洋自動機(株)、Gilgen Door
Systems AG、Nabtesco
Precision Europe GmbH、
Nabtesco Aerospace Inc.、
NABCO Entrances, Inc.、上海納
博特斯克液压有限公司、上海納博特
斯克液压設備商貿有限公司、江蘇納
博特斯克今創軌道設備有限公司、
Nabtesco Power Control
(Thailand) Co.,Ltd.、納博特斯克
(中国) 精密機器有限公司

株式会社ハイエストコーポレーションは2015年
4月1日付にて当社が100%株式を取得したた
め、ナブテスコリンク株式会社は2015年7月14
日付にて設立したため、連結の範囲に含めてい
る。

Porta Service Inc.、Nabco Entrances of
Western Canada Inc.は2015年10月1日付に
て当社の連結子会社であるNABCO Canada
Inc.に吸収合併されたため、連結の範囲から除外
している。

また、株式会社ハイエストコーポレーションは
2016年4月1日付で当社を存続会社として吸収
合併される予定である。

(ロ) 非連結子会社の数……0社

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用関連会社の数……10社

主要会社名：TMTマシナリー(株)、ナブコシステ
ム(株)、(株)ハーモニック・ドライブ・
システムズ

(ロ) 持分法の適用の手續に関する事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日
と異なる会社については、当連結会計年度より連
結決算日の12月31日に仮決算を行い連結する方
法に変更している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一
致している。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処
理し、売却原価は移動平均法により算
定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

評価基準

原価法（収益性の低下による簿価切下げ
の方法）

（ただし、在外連結子会社の原材料は、
主として低価法によっている。）

評価方法

①商品及び製品・仕掛品

主として総平均法（一部は個別法）

②原材料及び貯蔵品

主として総平均法（一部は移動平均法）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定額法を採用している。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、主として3年間均等償却によっている。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。

在外連結子会社

主として定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

①一般債権

貸倒実績率法

②貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上している。

(4) 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員退職金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末における要支給額を計上している。

(二) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

為替予約 外貨建金銭債権債務等

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。なお、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。また、金利スワップについては、特例処理適用の判定をもって有効性の判定に代えている。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、当社および連結子会社は給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(3) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効力の及ぶ期間にわたって均等償却している。ただし、少額なものについては発生時に全額を償却している。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(6) 決算期変更について

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より決算日を3月31日から12月31日に変更し、同時に連結決算日を3月31日から12月31日に変更している。この結果、2015年12月期は決算期変更の経過期間となっている。当連結会計年度については、従来3月決算であった会社は9ヵ月間（2015年4月1日～2015年12月31日）、従来より12月決算の会社は12ヵ月間（2015年1月1日～2015年12月31日）を連結対象期間としている。

5. 会計方針の変更等

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 2013年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。これによる当連結会計年度の損益及び当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微である。

6. 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われている。

- ①（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ③（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

2016年12月期の年度末に係る連結計算書類より適用する予定。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中である。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 105,844百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上している。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
中国 上海市	事業用資産	建物及び構築物	410
		機械装置及び運搬具	1,649
		工具、器具及び備品	51
		合計	2,111

当社グループは、原則として個別はカンパニー単位、連結子会社は会社単位を基準としてグルーピングを行っている。当連結会計年度において、中国における事業環境の急激な悪化に伴い収益性が著しく低下したため、将来キャッシュ・フロー見積期間にわたって回収可能性が認められない事業用資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを14.0%で割り引いて算定している。

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、油圧機器事業の生産体制の見直しに伴い発生したもので、主な内訳は固定資産処分損及び生産設備の移設費用等である。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 125,133,799株

2. 配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,053	24	2015年3月31日	2015年6月24日
2015年10月30日 取締役会	普通株式	2,731	22	2015年9月30日	2015年12月4日

(ロ) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,731	22	2015年12月31日	2016年3月25日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式 209,100株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うために必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて、先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との事業上の関係強化に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、1年以内である。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、及び、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客与信管理規程に従い、営業債権について各事業における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の顧客与信管理規程を準用し、同様の管理を行っている。

満期保有目的の債券は、資金運用細則に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。

デリバティブ取引の利用にあたっては、デリバティブ取引のリスク管理細則に従い、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っている。

(2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や対象企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについてはリスクとリターンを勘案の上、保有意義・合理性を毎年検証している。

当社の長期借入金については、支払金利の変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引を利用している。

デリバティブ取引については、当社取締役会においてデリバティブ取引の取組方針の決定

が行われ、これを受けて各社の経理担当部署が取引限度額、取引手続等を定めた社内規程等に基づき取引を行い、毎月当社取締役会において取引状況の報告を行っている。

(3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、不安定な金融市場を背景として、高水準の手許流動性を確保することにより、資金調達に係る流動性リスクを管理している。

(二) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもある。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとお

りである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（(注2)を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	22,068	22,068	—
(2) 受取手形及び売掛金	59,750	59,750	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	13,000	13,000	—
② その他有価証券	4,741	4,741	—
③ 関連会社株式	5,151	48,292	43,141
資産計	104,711	147,852	43,141
(1) 支払手形及び買掛金	38,643	38,643	—
(2) 短期借入金	5,256	5,256	—
(3) 1年内償還予定の社債	10,000	10,000	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	76	76	—
負債計	53,977	53,977	—
デリバティブ取引（※1）	5	5	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示している。

なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジの対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内償還予定の社債並びに (4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

デリバティブ取引

全てヘッジ会計が適用されている。

時価は取引金融機関から提示された価格によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	158
関連会社株式	13,007

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券及び③関連会社株式」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金及び預金	22,068	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	59,750	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券	13,000	—	—	—
合計	94,819	—	—	—

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	76	—	—	—	—	—
合計	10,076	—	—	—	—	—

■ 連結計算書類

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルの一部及び土地等を有している。
賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結

会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりである。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸用不動産	3,899	△1,021	2,877	5,224
遊休不動産	321	—	321	989
合計	4,220	△1,021	3,198	6,213

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。
2. 賃貸用不動産の主なものは、東京都品川区所在の土地・建物、神戸市中央区所在の土地、愛媛県松山市所在の土地・建物である。
3. 遊休不動産の主なものは、神奈川県横須賀市所在の旧横須賀工場跡地である。
4. 主な変動
減少のうち、主なものは東京都中央区所在の貸ビルの売却によるものである。
5. 時価の算定方法
主として不動産鑑定士による鑑定評価等によっている。

また、当該賃貸等不動産に関する2015年12月期における損益は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

賃貸収益	賃貸費用	差額	その他費用
259	152	106	9

- (注) 1. 賃貸費用は、賃貸用不動産に係る減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等である。
2. その他費用は、遊休不動産に係る減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等である。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,150円41銭
1 株当たり当期純利益 88円85銭

貸借対照表 (2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(79,397)	流 動 負 債	(59,280)
現金及び預金	8,859	支払手形	280
受取手形	3,488	買掛金	27,786
売掛金	37,032	短期借入金	3,400
有価証券	13,000	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	2,015	未払金	5,940
仕掛品	4,932	未払法人税等	583
原材料及び貯蔵品	5,449	未払費用	2,455
繰延税金資産	1,073	前受金	182
未収入金	1,200	預り金	8,197
その他	3,335	製品保証引当金	391
貸倒引当金	△991	その他	63
固 定 資 産	(84,877)	固 定 負 債	(5,912)
有形固定資産	(34,734)	退職給付引当金	4,993
建物	11,113	繰延税金負債	292
構築物	560	その他	627
機械及び装置	10,899	負 債 合 計	65,192
車両及び運搬具	42	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	1,842	株 主 資 本	(97,238)
土地	9,356	資 本 金	10,000
建設仮勘定	918	資本剰余金	(26,273)
無形固定資産	(1,934)	資本準備金	26,273
ソフトウェア	1,639	その他資本剰余金	—
その他	294	利益剰余金	(63,186)
投資その他の資産	(48,209)	利益準備金	1,076
投資有価証券	4,758	その他利益剰余金	(62,109)
関係会社株式	33,566	資産圧縮積立金	80
関係会社出資金	6,202	繰越利益剰余金	62,029
関係会社長期貸付金	3,041	自己株式	△2,221
長期前払費用	138	評価・換算差額等	(1,464)
その他	539	その他有価証券評価差額金	1,461
貸倒引当金	△37	繰延ヘッジ損益	3
資 産 合 計	164,275	新 株 予 約 権	(379)
		純 資 産 合 計	99,082
		負債・純資産合計	164,275

損益計算書 (2015年4月1日から2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		106,497
売 上 原 価		81,888
売 上 総 利 益		24,609
販売費及び一般管理費		12,828
営 業 利 益		11,780
営 業 外 収 益		
受取利息	40	
受取配当金	3,537	
受取賃貸料	150	
その他	46	3,774
営 業 外 費 用		
支払利息	74	
為替差損	14	
その他	82	172
経 常 利 益		15,382
特 別 利 益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	2,062	2,066
特 別 損 失		
固定資産処分損	181	
関係会社出資金評価損	607	
事業構造改善費用	174	
ゴルフ会員権評価損	3	
関係会社貸倒引当金繰入額	991	
環境対策費	31	1,990
税引前当期純利益		15,459
法人税、住民税及び事業税	3,506	
法人税等調整額	325	3,831
当 期 純 利 益		11,627

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000	26,273	4,752	31,026
当期変動額				
剰余金の配当				
任意積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△93	△93
自己株式の消却			△4,658	△4,658
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△4,752	△4,752
当期末残高	10,000	26,273	—	26,273

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,076	82	61,525	62,685	△2,431	101,279
当期変動額						
剰余金の配当			△5,784	△5,784		△5,784
任意積立金の取崩		△2	2	—		—
当期純利益			11,627	11,627		11,627
自己株式の取得					△10,002	△10,002
自己株式の処分					212	118
自己株式の消却			△5,341	△5,341	9,999	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△2	503	501	209	△4,041
当期末残高	1,076	80	62,029	63,186	△2,221	97,238

■ 計算書類

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	2,800	△2	2,798	391	104,468
当期変動額					
剰余金の配当					△5,784
任意積立金の取崩					—
当期純利益					11,627
自己株式の取得					△10,002
自己株式の処分					118
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△1,339	5	△1,333	△11	△1,345
当期変動額合計	△1,339	5	△1,333	△11	△5,386
当期末残高	1,461	3	1,464	379	99,082

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 - 満期保有目的の債券
 - 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 主として移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ
 - 時価法
- (3) たな卸資産
 - 評価基準
 - 原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 評価方法
 - ①商品及び製品・仕掛品
 - 主として総平均法（一部は個別法）
 - ②原材料及び貯蔵品
 - 主として総平均法（一部は移動平均法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用している。
 - なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を行っている。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却を行っている。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用している。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
- (3) リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。
 - ①一般債権
 - 貸倒実績率法
 - ②貸倒懸念債権及び破産更生債権等
 - 財務内容評価法
- (2) 製品保証引当金
 - 製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。
- (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

為替予約 外貨建金銭債権債務等

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。なお、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

また、金利スワップについては、特例処理適用の判定をもって有効性の判定に代えている。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(4) 決算期変更について

当社は当事業年度より決算日を3月31日から12月31日に変更している。当該決算期変更の経過期間となる当事業年度の期間は2015年4月1日から2015年12月31日までの9ヵ月間としている。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

69,803百万円

2. 保証債務

- (1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証

ナブテスコ	85百万円
オートモーティブ(株)	(710千米ドル)
納博克自動門（北京）有限公司	241百万円
	(13,000千人民元)
江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司	92百万円
	(5,000千人民元)
合計	419百万円

- (2) 関係会社の金融機関からの仕入債務に対する重畳的債務引受

東洋自動機(株)	2,306百万円
大亜真空(株)	108百万円
ナブテスコ	1,507百万円
オートモーティブ(株)	
ティーエスプレシジョン(株)	515百万円
合計	4,438百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	13,957百万円
長期金銭債権	3,041百万円
短期金銭債務	9,375百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
- | | |
|-----|-----------|
| 売上高 | 27,698百万円 |
| 仕入高 | 11,279百万円 |
- (2) 営業取引以外の取引高
- | | |
|-------|----------|
| 受取配当金 | 3,451百万円 |
| 受取賃貸料 | 141百万円 |

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、油圧機器事業の生産体制の見直しに伴い発生したもので、主な内訳は生産設備の移設費用等である。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 979,270株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,610百万円
貸倒引当金	331百万円
製品保証引当金	127百万円
未払金	696百万円
未払賞与	404百万円
たな卸資産評価損	55百万円
関係会社株式評価損	173百万円
組織再編に伴う関係会社株式	488百万円
関係会社出資金評価損	565百万円
ゴルフ会員権評価損	43百万円
その他	16百万円
繰延税金資産小計	4,514百万円
評価性引当額	△1,598百万円
繰延税金資産合計	2,915百万円
繰延税金負債	
資産圧縮積立金	1,144百万円
その他有価証券評価差額金	988百万円
その他	2百万円
繰延税金負債合計	2,134百万円
繰延税金資産の純額	781百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名称	事業区分	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
				役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	(株)ティ・エス・メカテック	産業用機器	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸借	3,050	預り金	405
子会社	NABCO Entrances, Inc.	産業用機器	100.0	有	製品の 販売等	資金の 貸付	2,553	関 係 会 社 長期貸付金	2,553
子会社	ナブテスコ サービス(株)	輸送用機器	100.0	無	製品の 販売等	製品の 販売	2,745	売掛金	1,799
						資金の 貸借	6,082	預り金	3,738
子会社	Nabtesco Precision Europe GmbH	精密機器	100.0	無	製品の 販売等	製品の 販売	8,408	売掛金	2,635
子会社	ナブテスコ オートモーティブ(株)	輸送用機器	100.0	有	—	資金の 貸借	13,432	預り金	1,650
子会社	東洋自動機(株)	産業用機器	100.0	有	—	資金の 貸借	8,915	預り金	898
						重畳的 債務引受	2,306	—	—
子会社	ティーエス プレジジョン(株)	産業用機器	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸借	2,518	預り金	473
子会社	(株)ハイエスト コーポレーション	油 圧 機 器	100.0	有	製品の 販売等	資金の 貸借	3,912	その他流動資産 (貸付金)	1,298
関連会社	ナブコシステム(株)	産業用機器	37.9	有	製品の 販売等	製品の 販売	3,693	売掛金	2,039

- (注) 1 製品の販売取引については、市場価格等を勘案し決定している。
- 2 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
- 3 (株)ティ・エス・メカテック、ナブテスコサービス(株)、ナブテスコオートモーティブ(株)、東洋自動機(株)、ティーエス プレジジョン(株)及び(株)ハイエストコーポレーションからの資金の預り及び貸付に付される利息については、市場金利を勘案して合理的に決定している。
- 4 (株)ハイエストコーポレーションへの貸付に対して、991百万円の貸倒引当金を計上している。また当事業年度において991百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上している。
- 5 東洋自動機(株)の重畳的債務引受については、保証料の受け取り及び担保の受け入れは行っていない。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	795円00銭
1 株当たり当期純利益	92円92銭

重要な後発事象に関する注記

当社は2016年1月29日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社ハイエストコーポレーション（以下「ハイエスト」という。）を吸収合併することを決議した。

1. 合併の目的

当社は、油圧機器の製品ラインナップ拡張による製品展開力の向上及び油圧システム力の強化を目的とし、2015年4月1日にハイエストを買収した。当社において油圧機器事業を担うパワーコントロールカンパニーと一体化することで事業運営の効率化を推進し、シナジー効果の発現を加速させるため、本合併を決定した。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議	2016年1月29日
吸収合併契約日	2016年1月29日
合併期日(効力発生日)	2016年4月1日(予定)

(注) 本合併は、当社においては会社法796条第2項に定める簡易合併、ハイエストにおいては会社法784条第1項に定める略式合併に該当するため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものである。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ハイエストは解散する。

(3) 合併に係る割当ての内容

ハイエストは100%出資子会社であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはない。

(4) 合併後の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職、氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更の予定はない。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年2月17日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 山 和 則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 田 英 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 好 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の2015年4月1日から2015年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナブテスコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年2月17日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古山和則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田英明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田好久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の2015年4月1日から2015年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2016年1月29日開催の取締役会において、会社の完全子会社である株式会社ハイエストコーポレーションを吸収合併することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2015年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその他附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年2月17日

ナブテスコ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 大 西 隆 之 ㊟

社 外 監 査 役 石 丸 哲 也 ㊟

社 外 監 査 役 三 谷 紘 ㊟

社 外 監 査 役 片 山 久 郎 ㊟

以 上

Memo

[illegible]

Memo

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

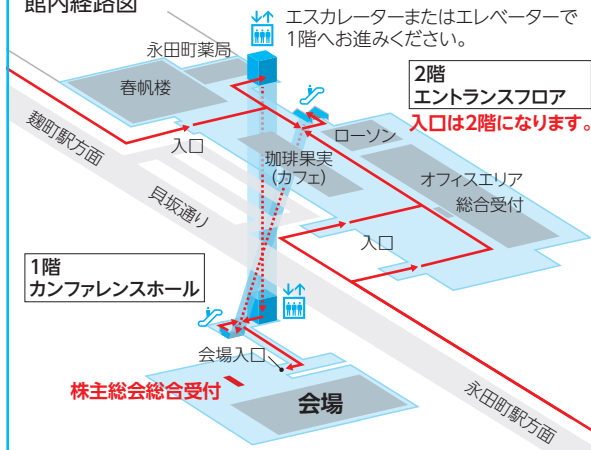
開催日時：2016年3月24日(木曜日)午前10時
受付開始：午前9時

会場

JA共済ビル カンファレンスホール

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

館内経路図



最寄駅のご案内

東京メトロ
「永田町駅」

●有楽町線 ●半蔵門線 ●南北線
4番出口 または 5番出口 徒歩2分

「赤坂見附駅」

○銀座線 ○丸ノ内線
7番出口 または D出口 徒歩7分

※当会場には専用駐車場・駐輪場がありません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

ナブテスコ 株式会社

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

TEL:03-5213-1133 FAX:03-5213-1171

<http://www.nabtesco.com>

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

